

2024-25年度クラブ目標

創立1986年

『思いやりがある 感謝のロータリー』



2024-25年度国際ロータリーテーマ

会長 阿部 克弘
幹事 十文字 光伸

第1849回例会

令和7年4月17日(12:30~13:30)



○ソング

- 我らの生業

○スィルBOX

- 村上堅二会員（本日は、代理の代理の代理として幹事報告をさせて頂きました。ありがとうございました。）
- 宮本多加夫会員（本日は、貴重な時間をいただき卓話をさせて頂きました。ありがとうございます。）
- 佐藤幸彦会員(会長代行挨拶をさせて頂きました。久しぶりなので、少し緊張しました。結婚祝い、ありがとうございました。)
- 瀬谷隆志会員（先日は結婚のお祝いありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。）
- 永野文雄会員（沖縄コザクラブへ訪問の会員14名御苦勞様です。宮本先生卓話ありがとうございます。代理の佐藤幸彦会長・村上幹事さん御苦勞様です。）

【今週の仮メイクアップ会員】

- 4月13日 第3回白河西ロータリークラブ
ゴルフコンペ

成井正之、居川孝男、堀田一彦、運天直人、
永野文雄、十文字光伸、斎藤愛、宮本多可夫、
藤田龍文、大住由香里、前原俊治、中嶋一貴、渡辺道直

4月17日 ~本日のメニュー~



- ・彩野菜サラダ
- ・大根と鶏肉の旨煮
- ・豚肩ロースの味噌カツ
- ・白河産こしひかり
- ・味噌汁
- ・香の物
- ・水菓子

▶第1849回例会出席状況

(R7年4月17日)

Ⓐ 出席免除を受けていない正会員数	54名
Ⓑ 出席免除の適用正会員数	19名
Ⓓ 全正会員数	73名
Ⓒ Ⓐの出席者数	14名
Ⓔ Ⓐのメイクアップ者数	0名
Ⓔ Ⓑの出席者数	10名
Ⓖ = Ⓒ + Ⓔ + Ⓔ (メイクアップ補填後の出席会員数)	24名
Ⓕ = Ⓓ - (Ⓑ - Ⓔ)	64
Ⓖ = Ⓖ / Ⓕ × 100 (例会出席率)	37.5%

▶例会日：第1・第3木曜日(12:30) その他の木曜日(18:30~19:30)

▶例会場：白河市新白河駅前 東京第一ホテル新白河

▶事務局：〒961-0957 福島県白河市道場小路96-5(白河商工会議所内) ☎23-3101 FAX22-1300

本日のプログラム

■会長の時間

佐藤幸彦パスト会長



皆さん、こんにちは。代理の代理となってしまうかもしれませんが、皆さんご存じのとおり阿部会長、藤田会長エレクト、また合計14名の皆様が沖縄のほうに行ってらっしゃるということで、代わりに代理でご挨拶をさせていただきます。阿部会長から文章を預かりました。代読させていただきます。

皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中、参加をいただきましてありがたく思います。さて、皆さんも既にご承知のことと思いますが、私は姉妹クラブのコザロータリークラブさんに十文字幹事はじめ他の参加メンバーと共に邪魔をしております。白河西ロータリークラブの例会に参加できませんが、佐藤幸彦パスト会長やSAAの皆さんを中心に運営をお願いします。また、本日卓話をしていただく宮本パスト会長には感謝を申し上げます。私たちはコザロータリークラブさんに次年度の40周年、次々年度のガバナー輩出年度のPRを精一杯してまいりたいと考えております。留守になりますがいつもと変わらぬ有意義な例会の開催となりますようお願いしたいと思ひます。そして、来週の週報を楽しみにしております。大変簡単ではありますが、私からのメッセージといたします。阿部克弘

ということで、いただいております。今頃、沖縄に着いたのかな。ということで、代わりに私が代読させていただきますが、話はころっと変わりました皆さん桜が今満開でございますがご覧になったでしょうか。先週の日曜日、4月13日でございますが小峰城さくらまつりが行われまして、寺田心さんのトークショー、川越藩の甲冑行列、火縄銃の演武等々ございまして無事に終わったようでございます。小峰城は4月20日までライトアップされてるということです、まだまだ見ごろだと思いますので、是非ご覧になっていただきたいと思ひます。それと来たる4月20日、ここに中目宮司さんいらっしゃいますが、南湖神社桜まつりが行われるようでございます。これは神輿渡御ですね。12時からということでございますので、是非皆さんご覧になっていただければと思ひます。白河にはあちこちに隠れた、桜の名所があるかと思うんですが、妙徳寺、妙閑寺、閑川寺、聯芳寺等々いろいろあるんですが、今日、無理やり鶴丸会員にお願いして、写真を撮ってメールで送って急遽流して、これ上から撮った小峰城でございます。ちょっと写し方下手くそなんですけども、桜満開で奥に小峰城が見えまして手前に線路、また広場があるという景色でございます。次、2枚目。

これ私の好きな場所なんです、中央中の後ろの通りなんです、鹿島神社から中央中に向かって



いくと川沿いに桜が土手の両側にあつて奥に見えるのが那須連峰でございますね。これ今日の10時頃撮ってきたんです。手前の桜ちょっと散ってますけども、非常に後ろに那須連峰が見えると非常に雄大な写真かなと思ひましたので、2枚だけでござい



すけども披露させていただきました。桜の綺麗な場所、他にもいろいろ沢山あるのでこんな所にもあったなという形で皆様にもご覧になっていただければと思ひます。それと、最後に愛好会からのお知らせをさせていただきますと思うんですが、来たる5月10日なんですがツーリング愛好会で海のほうに行きたいと思ひますので、今日メンバーさんにはいらっしゃらないかと思ひますが、これ泉崎村長も一緒に参加していただくということでツーリング愛好会で行きたいと思ひしております。以上、代読と私の簡単な話を終わらせていただきます。

■幹事報告

村上堅二幹事代理

○ガバナー 早川敬介

地区行動計画推進リーダー平井義郎：クラブ行動計画推進リーダー会議開催のお知らせ

○ガバナー 早川敬介

ガバナーエレクト 泉田征慶：2024-25年度地区大会決算報告承認並びに2025-26年度地区賦課金（案）、地区資金予算（案）の送付について

○白河市緑化推進委員会会長 鈴木和夫：令和7年度「緑の資金」について（依頼）

○米山記念奨学会事務局長 峯純子：ハイライトよねやま301号

○ロータリー財団室：ロータリー財団からのメッセージ：ロータリーの未来を築いていくために

■会計

市川正人会員

皆さん、こんにちは。会計からのご連絡でございます。今月は会費の徴収月となっております。4月25日金曜日、ご指定の口座から会費を引き落としさせていただきますのでご準備よろしくお願ひいたします。また、直接振込される方もいらっしゃいますのでお手続きのほうよろしくお願ひいたします。詳細につきましては、事務局からのご案内で確認よろしくお願ひいたします。

■本日のプログラム

●会員卓話「成年後見人制度とは」 宮本多可夫会員



皆さん、こんにちは。沢山の会員の中で卓話をさせていただくことで感謝申し上げます。成年後見制度について話してくれとプログラム委員のほうからの依頼がありまして、この後見制度というのは司法書士会、安部先生なんかでも力を入れてやっておりますので、安部先生あたりでも当然話していただくのもいいかなと思いましたが、とりあえずご指名でしたので私が話しさせていただきます。今日はA4の1枚の紙ちょっと用意してきましたのでそれを見ながら、後は私の実務的なところを踏まえてやっていきたいと思います。成年後見制度というのは、高齢者ばかりでないんですが、いわゆる自分で判断能力がなくなった。あるいは、不十分の人たちに対して裁判所の監督に基づいて成年後見人を選任して、その人に代理をさせた上で裁判所が定期的に監督をして間違いないようにしようと、そういう大まかに言えばそういう制度ですね。昔は、この制度が出来てもう20年以上になりますけど、その前はこの成年後見人がない時には、昔は禁治産者制度とか準禁治産者という言葉聞いたことあるかと思いますが。昔はこの制度なかった前の状態は、うちのお父さんは博打ばかりやって家の財産をなくしちゃうから禁治産宣告してもらおうというようなことで、禁治産宣告して契約ができなくしちゃうと、そういう制度があったんですね。それは非常に、ただあまり利用はされていなかったですね。非常に言葉がきつかったのかな、禁治産という言葉がね。それと、戸籍に禁治産者というふうに記載されちゃうということで戸籍が汚れるというようなことも含めて、あるいは当事者、家族はそういう放蕩のお父さんで家の財産がなくなっちゃうって危機感を覚えながらですね、じゃあ禁治産宣告しますかなんて言うのと、やはり本人もびっくりしますし家族も家の中から禁治産者出たくないなんていうことでなかなか使い勝手は良くなかったというか。私も昔経験がありましたけど、じゃあ禁治産宣告しましょうということで話し途中までいったけど、家族がやはりお父さんをそういうふうにするのは忍びないからなんていうことで、途中で中止になったというようなそういう経験もありました。昔はそういう制度でしたけど、現在はその禁治産制度を廃止しました。現在はありません。廃止した上で、現在のこの成年後見人制度に全部集約されてきたということです。プリントの、右側の図1、制度概要ですけど。成年後見制度ということで、大きく分けると法廷後見制度と任意後見制度というものが二つあります。更に、法定後見の中でも成年後見人。それから、保佐人、補助者、この三分類があります。その三分類は下にちょっと書いておりますけど、後見が開始するのは

判断能力を欠いた状況にある、判断能力がないと。それから、保佐人になるのは判断能力が著しく不十分。それから、補助者になると判断能力が不十分とそういう段階的なところで成年後見人が三種類ある。この任意後見制度というのがまた何だこれはということなんですが、法廷後見制度というのは裁判所の審判によって後見制度が開始するということなんですけど、任意後見制度というのは公証人役場に行きまして、自分がまだ判断能力がある段階で、自分は将来判断能力がなくなったらこの人に成年後見をお願いしたいということとを事前に契約しておくんですね。これは公正証書に基づいてやらなければならない。実際その本人が判断能力がなくなった時には、これも裁判所で後見監督人というものを選んでもらって、後継監督人の選任が出た段階で契約した任意後見人の後見業務が開始する、そういう仕組みです。いわゆる元気な時に公証人役場で成年後見人を選んでおくというような制度と、何にもやらなかったけどうちの爺ちゃんもう判断能力なくなっちゃったというところで裁判所に後見申し立てをするという法廷後見制度と、こう大きく分けて二つに分かれます。法廷後見制度の手続きの概要って左上のところを見ますと、後見、保佐、補助の申し立てをして、裁判所が受け付けて審判に入ります。裁判所が必要によっては調査官による調査。保佐人による調査というシステムもありますけど。それから、鑑定が必要な時は鑑定をするというような、そういうことを踏まえて審判手続きをします。裁判所がこの人はもう判断能力がないというふうに判断すれば成年後見人を選任するということなんですけど。じゃ、誰を選任するかという問題が次に入りますけど、裁判所これも後から順繰り詳しくやりますけど、法律上は誰が誰にやりなさいという規定は全くありません。ですから、親族の中で後見人を選ぶということも、いわゆる親族後見。それから、専門家に後見をお願いする。専門家としては、弁護士、司法書士、行政書士、その他、社会福祉関係の社会福祉法人とかですね。そういう専門職に後見をお願いするということで、それは裁判所の裁量になります。ただ、裁判所の裁量ということですが実務的には、我々の実務的には後見開始決定申し立て段階で後見人候補者は下記の者をお願いしますというような申請をします。それで、例えば弁護士後見で弁護士にお願いしたいという時には、弁護士事前に相談して弁護士の内諾を得ていますのでよろしくお願いしすというようなことで、弁護士後見が開始される。そういうその弁護士につても何もなく、ただどうするか本人の申し立てもない時に、裁判所は弁護士会とかそういう所に問い合わせして適当な人がいないかということやってきます。裁判所的には、身内後見というのは原則としてあまり好みません。どうしてかというと、素人であるということも含めてこの後見制度というのは本人の財産を守って本人の財産、本人の収入

を確保して本人の支出のみを支払ってその財産を余りを保全する。原則としてはそういうことです。ところが、身内後見になっちゃいますとその辺の金銭の感覚、元気な時はおじいちゃんがこれ全部金出してたから食費は全部おじいちゃんが出してたから、家族全部の食費をこのおじいちゃんから出しちゃうなんていうような事をやったりしちゃうんですね。そういう生活費。ただ、法律上は成年後見人選任された段階では、あくまでおじいちゃんの収入、おじいちゃんの財産をおじいちゃんの支出のためだけにやって、家族の支出は駄目ですよというそういうシステムになっちゃうもんですから、なかなかその辺のね、いくら家族にそういう事を裁判所が説明してもわかりましたなんて帰っているけどもやっぱりおじいちゃんのお金を全部使っちゃうなんていうことも平気であります。それで裁判所も困り果てて、改めて親族後見人を解任してそれで弁護士後見をお願いしますということで私が就いたという例もあります。その時に、裁判所の指導は今まで3年間くらい身内でやったけども、おじいちゃんの財産は全部家族に使われちゃった。だから、家族から取り戻しなさいと。そういうことですね。使っちゃたらそれは駄目だと、私的には仮におじいちゃんが亡くなればその相続財産は家族のところに行くんだから、まあそこまでカリカリにならなくてもいいんじゃないかというふうに思ったりもしましたけども、裁判所としては一応システム上、本人が生きてるうちに本人の財産は本人のものとして支出しかしてはならないので、それを戻してくださいなんていうことで、それで身内と協議しましてこれ戻せるということで、何百万もいっぺんに戻せないから月3万円位づつこのおじいちゃんの口座に入れてくださいなんていうことで、とりあえずは裁判所に報告したなんていう経過はありますね。そういう成年後見人は誰にするかというのも非常に大きな問題ですね。審判で成年後見開始決定がいた段階で2週間経過して不服申し立てが経過すると確定して、誰誰さんが成年後見人になるとそういう決定が確定します。その後に今度は登記しますね。あまり自覚がないかもしれないですけど、成年後見登記という制度も新しくできてます。これは普通の不動産登記ならば白河は白河の法務局で登記できるんですけど、この成年後見制度は東京法務局一局、全国の後見人を東京法務局だけで管理してます。だから、そこに問い合わせしてこの私が後見人であることの登記申請とか、あるいは登記がないことの証明とかというのは全部東京法務局相手になってきます。今度は写しの真ん中のところに行きます。法定後見の申立権者ということです。原則として、本人とかなんかいろいろ書いてあるんですけど、成年後見は本人がわかんない世界だから本人なんていう規定はほとんど意味がないんですが四親等内の親族なら申し立てできる。それから、二番目の市町村長の申立権というのが認められました。これは民法

発足当時はなかったんですが、その後老人福祉関係の法律の中で新たに認められた申立権なんですが、老人一人暮らしの人が多くなっちゃって、四親等内の親族がほとんどこの交際もなくて東京とか九州の方にはいるようだけど、ほとんど行き来もしてないということでもわざわざそっちまで行って申し立てしますかなんていうふうなことをやるのも非常に不便なので、市町村長が相当な範囲でというか、これは誰も申立権者がないんだけど、成年後見人が必要だという時には市町村長が申し立てする。これは意外と増えてます。今の状況の中でね。私もこの間、白河市の福祉課に行ってお願ひして申し立てしてもらったという経過がある。市町村のほうでも社会奉仕協議会におきましても、成年後見業務を後押しするという業務もその中に入っているということで、社協なんかと連携しながらこの市町村申立というのを非常に現代は活発になってます。それから、検察官申立というの。検察官というのもこれ公益の代表者だっていうことで規定はされてますけど、現実的にあまり件数はありません。ただ、犯罪被害者とかそういう特別な事情の中で検察官が事情をわかったような中で、この人は成年後見必要だということで検察官自体が申し立てする。稀ですけどもそういうケースがある。この申立権はそういうことですね。診断者ということで、この申し立てする段階では必ずお医者さんの診断書を添付します。その中でお医者さんは判断が十分、契約ができるできない、人の援助がなければできない、大体できるとか、いろんな検査を踏まえた上でお医者さんが判断してくれる。その判断に基づいて、判断能力が不十分の場合には補助者。判断能力が著しく不十分の時には保佐員。判断能力を欠いた状況にある者ということで成年後見。一番下の成年後見が一番多いということですね。判断能力が著しく不十分ということで保佐員が付くケースというのは、認知症的には認知症がちょっと初期段階とか軽度の認知症があって、計算も時々間違ふというような状況の中で著しく不十分とか、自分でとんでもないものに契約、1千万の住宅を100万で売っちゃうような契約もしかねないというふうなことがある中で保佐人を選ぶと。保佐員は代理権を貰ってその管理していきますね。後見補助者となってるのが後見候補者ということですが、先程ちょっと話しましたように親族後見ということ、あるいは専門職後見という弁護士、司法書士、行政書士、その他ということですね。それから、法人も後見人になり得るということで、社会福祉法人とか弁護士法人。そういうことで、裁判所の監督に服するということですね。ちなみに、私たち弁護士会はこれ成年後見で東京の弁護士なんかで本人の財産を1千万も2千万も横領しちゃったなんていうことで、刑事事件になって大被害を与えるというようなことがニュースになったりして稀にあるもんですから、今は弁護士が成年後見につく段階で弁護士会自体は保険、9

千万の保険に入らなければ成年後見に付けないというようなことになっています。だから、仮に横領事件で不祥事があった場合には当然警察で刑事事件になって、あるいは弁護士は資格はく奪という問題になると思いますが、それで資格はく奪してもお金では回収できないというようなことがないように必ず保険に入ってる。成年後見の実務の流れということで、じゃあどういう事をやってるかというところを踏まえてちょっとしたもう少し具体的に話してみます。後見人選任の審判があって、先程言った2週間確定して登記がなるということで、そういうことで裁判所から後見人お願いしますということで決定書が送られてきます。後継人に就任しましたと。それで、その段階で1か月以内に財産目録を作りなさいと、そこで就任する段階でどんな事をやってるかということをやっと大きいカッコ書きの中で書きますが、まず本人に面会します。大体施設に入ってるとかそういうことが多いので、施設に行行って本人面会して本人がわかってるかわかってないかわかりませんが取り合えず面会して、今度後見人になったからねって言って、うんうんなんてわかったような返事を受けて、とりあえず面会しますね。それで、あと事務局とかそういう施設の人たちから話を聞いて財産状況とかなんかを確認して、今貯金通帳は誰が持っていてどういうふうな扱いにしているかというような事を調査して財産目録を作ります。これは1か月以内に作って裁判所に出せとこういうことになっています。次に、金融機関等の手続きということで銀行に行行って、成年後見の決定書を持ってこの通帳を名義変更していただきたいということであれば、本人の通帳を成年後継人名義に変更してくれます。そうすると本人では動かさなくて、あるいは本人のカードも失効するというので、あとは成年後継人だけが動かせるというそういう状態になってきます。名義変更というのは、そういう金融機関の口座の名義変更、そういうような意味ですね。それから、施設どうするかということで施設については今までどおり継続をお願いしますというようなこと。あと、施設についてはそのお金、今までは身内からその施設費用なんか払っていただいていたというようなことがあれば、それをちょっと整理してですね、今後成年後継人のほうから払いますと。しいては、まず定期的なきちんとした施設費用は毎月払いますが、本人のこずかいとか下着とかそんなこまごました支出については10万位一応現金を施設のほうに預けておいて、これで当座支出をして一年間トータルで何に使ったかということを出していただいで確認すると。そういうことにします。財産目録1か月以内に裁判所に提出します。それで後見業務始まって、大体1年経過後に今度は毎年1年に一回ずつ定期的に報告しなさいということになっています。1年後2年後3年後4年後と裁判所に定期的にやるんですが、その時にその段階での新しい財産、報告時段階での財産

目録を作ります。それを裏付ける通帳の写しもくつつきますね。この段階で、一番最初の財産目録から1年後の財産がどうなっているかということが裁判所が把握すると。当然、1年間の収支報告で入金が見えらあって、支出が見えらあって、今財産はこういうふうになってますということを裁判所に報告すると。2年目も同じように報告していくと、そういう流れです。この業務の中で不動産の処分は出来るのかということですね。不動産、施設に入っていて家が空き家になっていて、もうどんどんぼろになっていっちゃうから、今のうちに処分してお金にして管理したほうがいいんじゃないかというようなケースが仮にあったとして、その不動産処分できるか。原則として処分は出来ます。結論としてはね。処分は出来るんですけど、ただ縛りは本人の居住不動産。本人が住んでいた居住不動産を処分する時には、裁判所に申告して許可を貰いなさいと。裁判所の許可に基づいてこれはそのまま放置してというようなことで、裁判所ももっともだということであれば許可しますし、いやこれはもう少し本人が施設として、だからこの施設に入ってもこれ以上自宅に帰る見込みがないというようなこととか。どんどん老朽化して、今ならば住宅ローン等上手く相殺ができるんだけど、2年後3年後になると住宅ローンだけが多くなっちゃって不動産価値がどんどん減っていっちゃうから今のうちに処分したほうがいいとか、そういう事情があれば裁判所もやむを得ないということになるかと思いますが。あと、これ一番難しいというか我々も悩ましいというか法律もはっきり書いてないというか、その二番目なんですね。大体もう高齢者で体調が良ければ施設の中で介護を受けているんですけど、調子悪くなって入院する云々とか重篤な病気になるとかいろんな事になりますね。入院契約はもちろんこれは契約だから後見人はできます。問題は、手術必要だということで病院のほうでは親族の同意を求めてきますね。皆さん経験あると思うんですけど。今、身内がいなくて後見人について後見人が、手術の同意ができるんでしょうかというそういう問題なんですね。この問題は非常に難しく、法律にも書いてないんです。法律にも書いてないし、裁判所の回答も曖昧。まあ変な回答ですけど要は同意というのはこれ手術して失敗してもいいですねみたいな、そういう承諾みたいな同意の中身になってるんですけど。原則として成年後見人はそういう同意権はないというふうに言われてます、今のところね。じゃあどうするんだと、こういうお医者さんは同意がないからじゃあ手術しないというふうになるのかと。お医者さんとしてもお医者さんの義務としては、患者の医療を放棄するなんていうことはできないわけですね。どうするんだという話なんですけど、みんな無責任な回答しかないんですけど。理屈的には、お医者さんの立場では同意がなくてもその生命身体の危険が差し迫ってる場合には同意がなくても緊急権というか、

緊急必要性に基づいて手術してもそれは合法的だと、そういう考え方というかそういうことがあります。だから、緊急的で必要な時にはお医者さんが緊急手術をするんで、それ以外そういう緊急性がないような手術というのはどういう手術かちょっとわかりませんけど。そういうことで、お医者さんが同意権がないから手術できませんと言われれば、もう成年後見人も同意権がないので同意がないまま手術ないまま薬の治療だけで終わっちゃうのかどうかわかりませんけど。非常にこの辺はね、悩ましいところですね。お医者さんからも成年後見人にこう電話が来たりして、これ同意しますか、この患者についてどうしますかなんてことを問い合わせが来たりもするんですが、私らとしても安易に同意権もない話で、今取り合えず現代医学で出来る範囲の中で最善の治療をしてくださいということしかできませんみたいな、訳わかんない回答をするしかないんですね。もっとも差し迫ったというか、私の経験上の問題としては胃ろうという問題があります。胃に直接管を入れてね、もう飲み込む力もないような人について胃ろうを入れるということですね。治療的には延命治療。これをやりますかどうかなんてお医者さんから問い合わせが来て、やりますかと言われても同意権がありませんという、中途半端な回答ばかりじゃなくてこれはこういう問題が背景にあります。お医者さんの立場とすれば胃ろうというのは胃袋に管を入れるまでは治療行為なの。それをいろいろ管理するというか日常的にそこに食べ物を入れたり、そういう栄養物を入れたりというのはそれは介護する、あるいは家族の問題になるから医療行為じゃないから、お医者さんはもう胃ろうして胃に開通した段階でもう退院してください。じゃあ、どうするんですか、わかりません。今の医学はそういうことなんです。胃ろうの処置まではしますけど、後は家族も治療行為が終わったから退院してください。じゃあ、どこに行く、家族がやるんですかと言ったら家族ではそういう設備がないから、じゃあ老健に行くんですか、介護施設に行くんですかというふうに言っても、それは自分で考えてくださいと。厚生病院は関係ありません。そういう医療です、今の医療はね。私なんかも胃ろうするんですかなんて言われて、いや必要ならばなんて言ったら、いやそれ病院は管を入れるところまではやりますから、それ以後は後見人のほうで責任を持ってやってくださいなんて言われて、ちょっと待ってくださいよなんていう話でね。これも非常に悩ましい。それと、その更に悩ましいのは、この胃ろうについて本人がまだ生命がある状態の中で、もう治療が胃ろうの管理は出来ないからといって、素人が、あるいは施設でも家族でもこれを引っこ抜いちゃうと。どうなると思いますか。これ殺人だよ。だから、胃ろうで一回処置すると、なかなかこう問題は複雑になるということなんですね。今、そういうきちんとした胃ろうで管理できるようなシステムが

ある時には、お医者さんのほうでそういうチューブというか官を入れる処置をします。それで、その後その施設のほうでそういう管理をすると、栄養の管理をするということで施設のほうでやって、大体その管理は1か月に1回くらいずつ定期的にお医者さんに行ってその交換するのかわかるのか掃除するのかわかりませんが、そういう管理をしてその間は施設がやるというような非常に順調な流れの時にはそういうふうにしてやっています。順調なそういうところがないということについては、なかなか悩ましいというか、一旦胃ろうの処置をしたら簡単に外せないということを踏まえながらやるしかないということなんですね。次にみとりはできるのかと。これは今特老でもなんでも制度として確立しつつありますが、そのもう終末医療でこれ以上治療しても医療的効果が得られないという時にはもう治療しないんです。薬もやらないんです。普通はみとりの部屋を作っておいて、家族が同居しながら自然老衰するのを待っていると。それ1週間2週間くらいね、これだともう食事もほとんど与えないくらいになるのかな。これ家族が承諾して同意してるということの中で。そういうみとりということがあります。これについて成年後見人の同意権があるのかというと、今までの話から見れば当然同意権はありませんね。じゃあどうするかというと、本当に現代医学で出来る範囲で延命処置にならない限度で今の医学で出来る最善の治療をしてくださいということをお願いするしかないということですね。この辺は非常に悩ましいところです。じゃあ最後に、成年後見こうやってきまして本人が亡くなったところで後見が終了します。本人の財産を整理した上で相続人に引き渡して完了すると。終了の登記をして、成年後見制度は終了する。大体成年後見の実務的なこと話しましたが、以上で終わりたいと思います。

畠山重篤さん（はたけやま・しげあつ＝NPO法人「森は海の恋人」理事長）



3日午後10時28分、肺血栓そく栓症のため埼玉県所沢市の病院で死去、81歳。中国・上海出身。告別式は7日午前11時から宮城県気仙沼市田中前、アーバンメモリアルホール田中前で。喪主は長男の哲（てつ）さん。後日、お別れの会を行う予定。

東日本大震災で大きな被害を受けた気仙沼市でカキ養殖業を営み、「森は海の恋人」を合言葉に、海的环境を守るための植林活動を続けた。2012年、国連機関から「国際森林ヒーロー」に選出された。